

大和市告示第 33 号

大和市指定文化財保存修理等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 28 年 3 月 3 日

大和市長 大 木 哲

大和市指定文化財保存修理等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市指定文化財保存修理等補助金交付要綱（平成 21 年大和市告示第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に後段として次のように加える。

この場合において、当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。